

平成29年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

平成29年11月30日

上三川町監査委員 館野治信

上三川町監査委員 石崎幸寛

定例監査の結果について

1 監査期日

平成29年10月10日（火）・11日（水）・12日（木）

2 監査対象

庁内各課・室・局（以下「各課」という。）

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理及び執行が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であることを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び予算執行状況について
- (3) 団体等に対する補助金について
- (4) 工事請負契約等について
- (5) 物品、財産及び施設等の管理について
- (6) 各課における主な事業と事業効果について

4 監査結果

- (1) 総評（全体）【指摘事項・指導事項なし】

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各課等へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について概ね適正に事業執行されているものと認められた。

なお、指摘及び指導事項はないが、今後の業務にあたっては、次の事項について検討等されたい。

【検討事項（意見を含む。）】

- 人事異動に当たっては、各課の現行の職員配置人数に捉われることなく、制度

改正や権限移譲による業務増、住民サービスの向上、行政運営の効率化等総合的な観点から、時代に即応した、かつ柔軟な職員配置に努められたい。

なお、人事異動により対応が困難な場合は、新たに係を設けるなど、組織機構の見直しについても検討されたい。

- 年間計画により業務を遂行し、住民サービスの更なる向上、時間外勤務の管理、休暇の積極的な取得による職員の健康管理に努められたい。

特に管理職においては、若手職員の休暇取得促進のための環境に配慮されたい。

(2) 個別

個別事項は次のとおりであるので、検討等されたい。

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

【検討事項（意見を含む。）】

- 限られた各課の組織人員数にあって、町の事業等において、当該事業所管課以外の職員が協力することは必要なことであり、また十分に理解するところである。しかしながら、本来、勤務を要しない日である週休日において、他課の業務協力依頼に対し、所属長が部下に時間外勤務命令をしているケースが見受けられたが、その理由及び命令できる根拠を明確にされたい。

また、他部局、他課の業務協力依頼に対し、止むを得ず、時間外勤務命令をする場合（特に週休日等に命令する場合）には、職員の災害上の問題、健康上の問題等があることから、法令に基づく事務手続き、基準（ルール）等を定め、周知されたい。【総務課】

- 平成34年に開催される第77回国民体育大会のために体制を整備し、準備に万全を期されたい。【総務課、生涯学習課】
- 地方公会計制度における資産評価のための台帳整備にあたり、関係各課で調整を十分にされたい。【企画課、関係課】

- 特別職となった教育長の勤務条件等（常勤・非常勤の別、出勤簿・休暇・出張命令等の取扱い等）を明確にされたい。また、町長及び副町長についても同様に明確にされたい。【総務課、教育委員会】
- 給食センター及び中央公民館の教育委員会における組織上の位置付けが不明確であるので、明確にされたい。【総務課、教育委員会】
- 給食センター所長に就く職員の職制（課長職、課長補佐職、副主幹）が年度により異なるにもかかわらず決裁権限は変わっていない。また、中央公民館長は非常勤の特別職と思われるが、決裁権限が生涯学習課長と同等である。これらの理由について明確にされたい。

なお、当該理由が、一つ上段の事項が原因（組織上の位置付けが不明確）であるなら、直ちに決裁権限を含め全体的に見直しを検討されたい。【総務課、教育委員会】